

平成 17 年 2 月 28 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人
調査研究部
公認会計士 山中成大

企業会計基準公開草案第 3 号
「ストック・オプション等に関する会計基準 (案)」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴委員会から平成 16 年 12 月 24 日付けで公表されました企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準 (案)」について、下記のようにコメントを取り纏めましたので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 費用認識の相手勘定表示区分案

費用認識の相手勘定の表示区分については、中間区分が妥当と思われる。概念フレームワークによると、新株予約権は負債の定義に合致せず、とはいえ株主からの払込資本やその成果である留保利益でもないの資本の定義にも該当しないからである。

中間区分でも、いくつかの表示方法がある。少数株主持分のような第三区分に表示する方法があるが、概念フレームワークにしたがうと、資産と負債の差額である純資産を株主に帰属する資本とその他の要素に区分しているが、ストック・オプションについては後者に表示すべきである。

2. 未公開会社の取扱い

未公開会社のストック・オプションに関する測定につき、公開草案では、特例として付与日の本源的価値により測定することが認められているが (B-2 案)、ストック・オプションが Out of the money や At the money の状態で付与された場合には費用が計上されないことになる。この点 IFRS や米国基準では、未公開会社といえども費用計上される取扱いであり、国際的な理解が得られるか懸念がある。これを踏まえると、A 案の公正な評価単価による測定が妥当と思われる。信頼性がある公正な評価単価の測定の可能性の問題もあるが、どのような評価方法を採用したとしても見積計算の枠組みは越えられないもの

であり、他方、二項モデルによるとブラック・シュールズモデルと比べたら未公開会社でも信頼性がある見積りが可能である。また、B 1案については、毎期本源的価値に洗い替えるため、付与日測定にならない。

3. 条件変更の会計処理

第12項の条件変更の会計処理で、条件変更後、公正な評価単価が下がった場合には、付与日の評価額による配分計算を継続するというのだが、この会計処理によると条件変更の実態が反映されず、また、条件変更後、公正な評価単価が上がった場合の会計処理と整合性がないように思われる。したがって、条件変更により変更後の公正な評価単価が下がった場合にも、変更後の公正な評価額に基づいて費用配分すべきと考える。第12項(2)の会計処理の趣旨が利益操作の排除にあるのなら、影響額を注記することで、そのような意図が抑制される。条件変更後の公正な評価単価により測定するか、付与日の公正な評価単価で測定するかにより、権利行使された場合に振り返られる払込資本の額が変わってくる。ストック・オプションは労働サービスの対価として付与されるのであるから、条件変更後の公正な評価単価が労働サービスの価値を反映していると思われる。

4. 商法との関係

現行の商法では労務出資は認められていないが、ストック・オプションを費用計上するにはこの問題をクリアする必要があるので、「結論の背景」において、これに関する商法の考え方を明確にすべきである。

5. その他

ストック・オプションの公正な評価単価は、「付与日現在で算定し、その後は見直さない(第7項)」とされている。だが、行使価格等の条件変更を行った場合には、条件変更日における公正な評価単価に修正するので(第12項(1))、厳密には第7項の表現は「付与日現在で算定し、原則として、その後は見直さない(第7項)」とすべきである。

適用指針で定めておくべき事項

1. 実務でストック・オプション会計を適用する上で一番の問題となるのが測定方法であると思われるが、実務に資するため、ブラック・シュールズモデル及び二項モデルなどのオプション評価モデルによる測定方法のガイドラインや設例について定めるべきである。ブラック・シュールズモデルについては、ボラティリティ、オプションの期間、原資産価格、無リスク利子率、配当利回り及び権利行使価格な

どのパラメータを投入することになる。それぞれのパラメータに関する解説が必要であるが、特に、ボラティリティ、 オプションの期間及び 原資産価格に関するガイドラインが必要と思われる。

「ボラティリティ」には、いくつかの種類や算定方法があり、どのデータを利用するかによりボラティリティが大きく異なってくる可能性がある。したがって、それぞれの違いや使い分け、どのようなデータの使用が妥当かなどにつき解説が必要である。

「オプションの期間」といってもいくつかの期間が考えられるが（権利行使期間最終日、単純（加重）平均権利行使期間など）、具体的に、どのような期間を使用すべきかを明らかにする必要がある。

「原資産価格」については、付与日の株価以外にも、付与日の株価が異常である場合には一定期間の株価の平均により算定することも許容すべきか。

2. 条件変更の会計処理につき、権利確定期間などの期間が変更された場合には、設例も含めどのように会計処理するのか明らかにすべきである。
3. 第 6 項で、各報告期間におけるストック・オプション費用計上額は対象勤務期間等に基づき配分することとしているが、実務において散見される税制適格要件を満たすためだけ（権利行使期間開始日まで勤務してもらおうという積極的な意図はない）に、やむなく権利行使期間開始日までに待機期間を設定している場合の費用配分期間の考え方について明らかにすべきである。
4. 第 15 項(6)に「ストック・オプションの条件変更等の状況」について注記することとされているが、この注記には（追加情報」の注記に該当すると思われるが、）「変更による影響額」も含めるべきである。

以上